職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に
取り組む事業主の皆さまへ

平成27年度 両立支援等助成金のご案内

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主または事業主団体に対して支給する助成金は、次の３種類があります。

①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	
②子育て期短時間勤務支援助成金	
③中小企業両立支援助成金	**Ⅰ 代替要員確保コース** **Ⅱ 期間雇用者継続就業支援コース** **Ⅲ 育休復帰支援プランコース**

女性の活躍推進に取り組む事業主への支援として、下記の助成金があります。

④ポジティブ・アクション能力アップ助成金

- これらの助成金の内容は、平成28年度以降に変更の可能性があります。
- 申請総額が予算額を超過した場合、申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合は、予算の範囲内において支給します。
- ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。
- この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています。

両立支援等助成金の詳細や支給申請については、
最寄りの**都道府県労働局雇用均等室**へお問い合わせください！

◆厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp）もご覧ください。

トップページ> 分野別の政策 >雇用・労働 > 雇用均等 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内 > 両立支援等助成金

厚生労働省・都道府県労働局

「両立支援等助成金」の概要と支給額

◆**中小企業事業主**とは、「資本または出資の額」「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路またはその近接地域を含む）**に設置、運営など行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成。**
※複数の企業が共同で設置・運営する「共同事業主型」の保育施設も対象となります。

助成対象		助成対象経費	助成率	上限額
①設置費		建築又は購入に要した経費	3分の1 （3分の2）	1,500万円 (2,300万円)
②運営費	いずれか低い方の額	現員1人当たり年額34万円(45万円) × 現員 ※体調不良児対応型の場合は、年額１６５万円を加算 運営に要した費用(※) − ｛施設の定員総数 × 施設の運営月数 × 1万円（5,000円）｝ ※保育士等の人件費と賃料（施設が賃貸の場合）	−	1,360万円 (1,800万円)
③増築費	増築	5人以上の定員増を伴う増築、安静室を設ける増築、要件を満たす施設にするための増築に要した経費	3分の1 （2分の1）	750万円 (1,150万円)
	5人以上の定員増を伴う建て替え	5人以上の定員増を伴う建て替えに要した経費 × 増加する定員 ／ 建て替え後の施設の定員	3分の1 （2分の1）	1,500万円 (2,300万円)
	要件を満たす施設にするための建て替え	要件を満たす施設にするための建て替えに要した経費	3分の1 （2分の1）	1,500万円 (2,300万円)

（　）内は中小企業事業主の場合

【支給申請期間】
運営開始日が１月～６月の場合：７月中　　運営開始日が７月～１２月の場合：１月中
※支給申請の前に、認定申請を行い労働局長の認定を受ける必要があります。

②子育て期短時間勤務支援助成金

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た場合、事業主に支給。
○子育て期の労働者とは、小学校３年生修了までの子どもを養育する労働者をいい、短時間勤務制度は、少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度であることが必要です。
※平成27年4月9日までに育児短時間勤務を開始した労働者までが対象となり、本コースは廃止となります。

企業規模	制度利用者１人目	制度利用者２人目以降（１人当たり）
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の企業	30万円	10万円

【支給申請期間】
短時間勤務制度を６か月以上利用した日の翌日から起算して１カ月を経過する日の翌日から２か月以内

③中小企業両立支援助成金

Ⅰ．代替要員確保コース

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

○育児休業を終了した労働者を、原職または原職相当職に復帰させる旨の取り扱いを就業規則などに規定
○休業取得者の代替要員を確保
○休業取得者を原職または原職相当職に復帰させたなど

支給対象労働者１人当たり	30万円
支給対象労働者が期間雇用者の場合	10万円加算

☆１企業当たり５年間、１年度延べ10人まで。
☆くるみん取得企業は、平成37年3月31日まで延べ50人まで

【支給申請期間】
育児休業終了日の翌日から起算して６か月を経過する日の翌日から２か月以内

Ⅱ．期間雇用者継続就業支援コース

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

○期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則に規定
○期間雇用者の育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させ、６か月以上継続して雇用など

育児休業取得者	支給額
１人目	40万円
２人目から５人目まで	15万円
休業終了後正社員として復職した場合	１人目　10万円加算 ２～５人目　5万円加算

☆育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以降平成28年3月31日までに出た事業主が対象となります。

【支給申請期間】
育児休業終了日の翌日（子の1歳到達日を超えて育児休業を取得した場合、子の1歳の誕生日）から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内

Ⅲ．育休復帰支援プランコース（平成27年２月１日創設）

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

○労働者と面談を実施し、育休復帰プランナーの支援を受けて育休復帰支援プランを作成
○プランの実施により、育児休業予定者の業務の引き継ぎを行い、当該者が３か月以上育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業）を取得

育休取得時の支給額 （１企業あたり１回限り）	30万円

【支給申請期間】
育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業）開始日から起算して3か月を経過する日の翌日から2か月以内

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

○プランの実施により、左記の対象となった育児休業取得者の育児休業中に職場に関する情報、資料の提供を実施
○職場復帰前後に育児休業取得者と面談し、原職または原職相当職に復帰させ、６か月以上継続して雇用

職場復帰時の支給額 （１企業あたり１回限り）	30万円

【支給申請期間】
育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内

キャリア形成促進助成金　育休中・復職後等能力アップコース
（平成26年３月１日創設※）

育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練等を実施した事業主・事業主団体に支給。

（※）事業主団体等への拡充は、平成27年４月10日より適用。

	対象	経費助成	賃金助成（１人１時間当たり）
助成率・助成額	事業主	中小企業　３分の２ 中小企業以外　２分の１	中小企業　800円 中小企業以外　400円
	事業主団体	３分の２	－

【支給申請期間】
訓練修了日の翌日から2か月以内に、支給申請書類等を都道府県労働局に提出します。

【本助成金に関するお問い合わせ先】
都道府県労働局（リンク先）　http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html

④ポジティブ・アクション能力アップ助成金

平成27年3月31日までに数値目標を掲載した事業主向けの経過措置です。

以下に当てはまる事業主に支給。

○ポジティブ・アクションとして「女性の職域拡大」又は「女性の管理職登用等」に向けた取組として、いずれかの数値目標を設定
○平成27年3月31日までに、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の「ポジティブ・アクション応援サイト」または「女性の活躍推進宣言コーナー」に数値目標を含む内容または宣言を企業代表者氏名を明らかにして掲載
○「女性の職域拡大」「女性の管理職登用等」に必要とされる能力を付与する等の一定の研修プログラム(ポジティブ・アクションプログラム（下記表を参照）)を作成
○プログラムに沿って研修を実施し、目標を達成　　など

ポジティブ･アクション研修	
研修対象者	研修の内容
1　職域拡大又は管理職登用等を図る対象の女性労働者	①職域拡大のための資格取得研修その他必要な知識を付与する研修 ②管理職登用に向けての資格取得研修その他必要な知識を付与する研修 ③企業内外の別の職種への短期的な業務研修 ④仕事と家庭の両立をしながらキャリアアップをするための取組事項に関する研修 ⑤企業トップ等が講師となり、自社における女性活躍の重要性等を理解させるための研修
2　管理職その他労働者等	①「女性の職域拡大」を促進するため、管理職に必要なスキル（管理職の意識改革、コーチング等）を学ぶための管理職を対象とした研修 ②「女性の管理職登用」を促進するため、管理職に必要なスキル（管理職の意識改革、コーチング等）を学ぶための管理職を対象とした研修 ③企業内におけるメンター育成研修 ④仕事と家庭を両立しながらキャリアアップするための意識啓発研修 ⑤企業トップ等が講師となり、自社における女性活躍の重要性等を理解させるための研修

研修時間
○1と2からそれぞれ1項目以上を組み合わせ合計30時間以上実施
○1項目の研修対象時間は2時間以上実施
○1日に実施する研修時間は最低2時間以上

支給額（１企業１回限り）
15万円（中小企業は30万円）

☆女性活躍推進法（平成27年2月国会提出）が成立した場合は、一部内容を拡充して「**女性活躍加速化助成金**」を創設する予定です。
（制度概要）　自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行い、課題解決に向けた「取組目標」と「数値目標」を含む計画を策定。取組を行い各目標を達成した場合に段階的に助成金を支給。

両立支援等助成金に関するお問い合わせは、**都道府県労働局雇用均等室**　へ

労働局名	電話番号	労働局名	電話番号	労働局名	電話番号
北海道	011-709-2715	石　川	076-265-4429	岡　山	086-224-7639
青　森	017-734-4211	福　井	0776-22-3947	広　島	082-221-9247
岩　手	019-604-3010	山　梨	055-225-2859	山　口	083-995-0390
宮　城	022-299-8844	長　野	026-227-0125	徳　島	088-652-2718
秋　田	018-862-6684	岐　阜	058-245-1550	香　川	087-811-8924
山　形	023-624-8228	静　岡	054-252-5310	愛　媛	089-935-5222
福　島	024-536-4609	愛　知	052-219-5509	高　知	088-885-6041
茨　城	029-224-6288	三　重	059-226-2318	福　岡	092-411-4894
栃　木	028-633-2795	滋　賀	077-523-1190	佐　賀	0952-32-7218
群　馬	027-896-4739	京　都	075-241-0504	長　崎	095-801-0050
埼　玉	048-600-6210	大　阪	06-6941-8940	熊　本	096-352-3865
千　葉	043-221-2307	兵　庫	078-367-0820	大　分	097-532-4025
東　京	03-3512-1611 03-6893-1100	奈　良	0742-32-0210	宮　崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新　潟	025-288-3511	鳥　取	0857-29-1709	沖　縄	098-868-4380
富　山	076-432-2740	島　根	0852-31-1161		

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

キャリア形成促進助成金支給機関は都道府県労働局(※)になります。
※雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧をご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html

平成27年8月作成　パンフレットNo.19